

2008年12月2日
日 本 銀 行

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」の
制定等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いおよび民間企業債務を担保とする資金供給について、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」を別紙1のとおり制定すること。
2. 別紙2を骨子とする臨時の資金供給オペレーションを導入することとし、執行部において具体的要件を検討のうえ、基本要領の制定等について改めて政策委員会に付議すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 坂 本 (03-3277-2800)
中尾根 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 千 田 (03-3277-1244)
福 田 (03-3277-1272)

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」

1. 社債および企業に対する証書貸付債権の適格基準については、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）別表2「担保の種類ごとの適格基準」にかかわらず、次表のとおりとする。

担保の種類	適格基準
社債	適格格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）がBBB格相当以上の格付を取得している場合を含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。
企業に対する証書貸付債権	<p>(1) および (2) を満たしていること。</p> <p>(1) 債務者が適格格付機関からBBB格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債がBBB格相当以上の格付を取得している場合を含む。）のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p> <p>(2) 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</p>

2. 発行企業またはその発行する社債について適格格付機関からA格相当以上の格付が取得されていない社債（その元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業またはその発行する社債が適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していない場合に限る。）および債務者またはその発行する社債について適格格付機関からA格相当以上の格付が取得されていない企業に対する証書貸付債権の担保価格は、「適格担保取扱基本要領」別表1「担保の種類および担保価格」の定めにかかわらず、次のとおりとする。

社債

(1) 残存期間1年以内のもの	時価の97%
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の96%
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の89%
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	時価の83%
(6) 残存期間30年超のもの	時価の80%

企業に対する証書貸付債権

(1) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の95%
(2) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の86%
(3) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の75%
(4) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の70%
(5) 残存期間7年超10年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の60%

3. 本措置は、平成20年12月9日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」の骨子

1. 対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2. 資金供給方式

電子貸付（共通担保オペと同様の方式）

3. 貸付期間

3か月以内（ただし、期限は来年4月30日以前とする）

4. 貸付利率

貸付期間中の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導
目標水準の平均値

5. 貸付額

制限を設けない

6. 対象先ごとの貸付限度額

各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および
企業向け証書貸付債権の担保価額相当額

7. 担保

共通担保として差入れられている適格担保